

- 1 会議名 議会運営委員会
2 日時 平成30年9月26日（水）
開会：午前10時 閉会：午前11時49分
3 場所 正・副議長応接室
4 出席議員 （委員長）堀 巖、（副委員長）木村冬樹
（委員）鈴木麻住、鬼頭博和
黒川武議長、大野慎治副議長
（委員外委員）梅村 均
5 欠席議員 （委員）関戸郁文
6 説明員 議会事務局長 隅田昌輝、同統括主査 寺澤 顕
7 委員長あいさつ
8 議長あいさつ
9 協議事項

◎委員長（堀 巖君）これより、協議を始めます。請願者等の個人名の取扱いには気をつけてください。梅村議員には、委員ではありませんがオブザーバー参加いただいています。意見があれば発言を許します。

◎委員外議員（梅村 均君） ちょっと私、事前に資料をいただいて一通り目を通してきたんですけど、基本的に、これを読む限りは、アドバイスを受けたという書き方なんですよね。ニュアンスというのが、ちょっと文字だけだとなかなかわからない部分もあるのであれですが、ここで言われているのはアドバイスを受けたということであって、請願者は悩んだということも書いてありますけど、請願を出すに当たって、多少なり、やっぱり悩んだりするというのはよくあるものなんだろうなあというのも思いました。

ということで、特に何かこう、物すごいことがあったというようには受け取れなかったです。

◎副委員長（木村冬樹君） 整理をすると、請願提出、6月議会の前、提出前は確かにアドバイスのだったというふうには読み取れるなというふうに思っています。

僕は、ここで一番問題なのは、継続審査になった後に請願者のほうの情報提供の中で、7月から8月にかけてX氏という方から関戸議員の代理でということ話をされている。その中には、私からすれば乱暴な言い方があったんじゃないかなというふうに思います。請願を取り下げということを要請するというのであれば、これは本当に大きな問題だというふうに思いますが、どこまでやるんだとか、そういう言い方だとか、国に盾突くのかだとか、市長をやめさせるところまでやるのかみたいな、そんなことは多分請願

者は全く考えていないというふうに思いますけど、そういうところは、やっぱりこの方の対応は問題だというふうに思っています。ですから、その関戸議員の代理でかけているんだがというところの、関戸議員とそのX氏の一体性というのがこのところでは問われるのかなというふうに思います。だから、継続審査になった後のことがやっぱり大きな問題ではないかなというふうに思います。前回も言いましたけど、憲法が保障している請願権をちよつと否定するやり方ではなかったかなというふうに思います。

中身はなかなかわからないのは、とにかくこの関戸議員とX氏が相当やりとりされているというのは明らかだもんで、7月から8月にかけてもね。だから、その辺でどういう見方をするのかというところが問われているというふうに思います。

◎委員外議員（梅村 均君） 確かにそのとおりでと思うんですが、議員と一般市民がいろいろ意見をしたり、何か話をするというのは、別に問題があることではないので、意見はどんどん伝えて、密な関係だったら、それはそれで別にいいと思いますし、あと、この請願者の方とXさんも面識があるわけであって、全然知らない人からこれを出すのをやめろとか、そういうわけじゃなくて、お互い知った人が意見をしているので、余りそれを極端な見方をすることができないというんですかね。お互いがそれぞれのことを考えて意見をされているということで、言葉の端々がきつい部分はあったのかもしれませんが、それほど問題にするというほどじゃないと思いますし、特に議会としても一市民の方が言っていることであるので、なかなか関与することはできないのではないかなと思います。

あと、関戸議員の代理ということその方が口走っているんですけど、どうしてそれを代理と言ったのか、そういう親密な関係だからそういう名前を出されたのかなということは推測できるんですけど、特に議員がそうやって頼み込んでやったということなのかもというのは、全然ここからはつかみ取れませんし、だから、そういう意味では議員のほうに何か責任を負わせるというか、問題があるということもちよつと言えないんじゃないかなという、私はこれを読んで、という感じを受けております。

◎委員（鈴木麻住君） 関戸議員とX氏の会話の黒塗りの書類ですけど、すごい頻繁にやりとりしているんですね。これはびっくりするぐらい。何をこんなにやりとりすることがあるのかなと思うぐらい。で、中身は全然わからない。ほとんど黒塗りで、何を会話しているのか。ということは、このぐらい頻繁にやりとりをする仲であって、情報交換をしているということなんですよ。要するに、X氏は関戸議員の代理者として、その請願者にいろいろ発

言をしている。その発言の内容も、例えばそのX氏が委員会だとか、この懇話会なんかに出ているんな情報を得ているのであれば、それは内容もわかる話だと思いますね。だけど、一切そういうことがなくて、どこから得た情報だろうということを鑑みれば、関戸議員からの情報でしかない、これを見る限りは。中身がわからないので、ただ、その請願を取り下げろとか、市に迷惑かけるのか、市長をおろすつもりかとか、すごい高圧的な発言がありますよね。それを、じゃあ何でX氏がそういうことを関戸議員の代弁者として語らなきゃいけなかったのか、それが僕は理解できないんですね。だから、その関戸議員とのやりとりが、黒塗りのこのやりとりが全部わかれば、ある程度どういう流れでこういうことがなされたのかということが理解できるのかなと思うんですけど、これを見る限りは、何をどういう会話をしているのかほとんど読み取れない。なので、そこがわからないのに、そのX氏と関戸議員との関係とか、これを見れば歴然だと僕は思うんだけど、すごい情報交換をしているなという。

◎委員外議員（梅村 均君） まさにこれを見る限り親密な関係だと思います。これぐらい会話をするのも、別に人によってはあると思います。LINEなのかな、これ。こういうことはあると思います。だから関係もあると思います、その方とは。ただそこまでですよ。だからという、別にその人が自分で代理だということはおっしゃっているわけで、ここで関戸さんが頼んだということではちょっとない、そんなことは全然出てこないの。

◎委員（鈴木麻住君） 黒塗りだからわからないんですよ、その中身は。だけど、代理として勝手にかたって話をする事自体が、普通ならないですよ。頼まれていなきゃ、代理で……。

◎委員外議員（梅村 均君） そこまで言い切れないです、残念ながら。

◎委員（鈴木麻住君） 考えづらいんじゃないかなと……。

◎委員長（堀 巖君） ちょっと黙って。

◎委員（鈴木麻住君） と思うんです。

◎委員長（堀 巖君） 勝手に2人で話さんでくれるかな。

◎委員（鈴木麻住君） この状況から判断する限りは、やっぱり何らかのそういう圧力というか、情報交換をしながら依頼もあったと推測されてもしようがないのかなという。何でここまでX氏が関与しなきゃいけないのか、何で保育園にそんなに興味を持ってみえるのかということが、ちょっと全然読み取れない状況なので。

◎委員長（堀 巖君） まずこの資料の見方、ちょっと皆さんわかりますかね。LINEで、ただ時間が書いてあって、例えば1枚目の資料でSekido

1時間8分51秒、これはLINE電話なんだよね。関戸さんからかけたLINE電話で、例えばそのずうっと下へ行って00:07と、2時51分、これは個人名が出ているから消してあるんだけど、これは向こうからかかってきた電話ということだと多分思います。

だから、LINEでメッセージをやりとりした部分と電話の部分があって、電話を合計すると、実に18時間ぐらいの電話をしている。その内容は一切わからないわけですよ。だからメールだけ見ると、多分、行数だけ数えると360回ぐらいのやりとりをしているんだけど、それ以外にもLINE電話、それから普通の携帯、携帯電話の資料は出ておりません。あとメッセージャー。メッセージャーについても資料はありませんというふうに関戸議員から、データがありませんというふうに言っているけど、これはちょっと何か不自然な感じがするんです。というのは、請願者のやりとりはメッセージャーで5月のやつが残っていて出しているんですよ。だけど関戸議員とX氏のやつはメッセージャー、これはフェイスブックのもの、メッセージャー機能なんですけど、これはデータがありませんというふうに出してきていません。これは何かすごい、私は違和感を感じましたね。

◎委員外議員（梅村 均君） 今、鈴木委員のほうが推測できますという、結局、この推測の話ではいけないで、前回の議会の委員会でも木村副委員長が発言しているように、推測で話をしてはいけないので、事実確認するためにこういった書類をとる流れなんですね。だから、この中のことで進めるしかないのかなとは思いますがね。

◎委員長（堀 巖君） 議員と一般市民で、さっきこういうことはあると言うけど、ちょっと僕はこれ異常な時間、会話の時間数にしても、ラブラブの恋人でもこんなには頻りに電話したりメッセージのやりとりはしないと思うんですけど、普通ですか、これ。

◎委員外議員（梅村 均君） 僕はあると思います。

中身がやっぱりこだわって話をしていく場合、そういう時と場合、人によっては別にあると思いますね。そんな異常、異常というか、それは会話は多いとは思いますが、1時間、2時間話をされる方もいらっしゃいますし、電話で。だから別に、時と場合によってはあり得ると思いますね。

◎委員長（堀 巖君） あったんだからね、現に。だから、それはすごい蜜月な関係というふうにどこか書いてあったけど、そういう関係なんですよ。

◎委員（鈴木麻住君） 創政会の話も出てきます、中には。請願の紹介人になってほしいとか、賛同してほしいとかというところでアプローチも何度か

しているわけですね。それは須藤議員であったり関戸議員を通じてという。そんな中で、創政会の中で、例えば関戸議員がどれほどのことを話し合ったのか。例えばX氏との会話ぐらいの内容は創政会の中で詰めるべき話だと僕は思っているんですよ、本来なら。議会のことなので、議会の中で、要するに請願も提出人がアプローチしてきておるわけですね、創政会のほうにも。説明もされている。で、関戸議員がそれを受けていろいろ請願者とも相談に乗って話をしているんですけど、創政会の中ではどのぐらい話をされたのかなと、このことについて。

◎委員外議員（梅村 均君） 創政会でも、保育園のこの請願については都度話し合っているんで、どのくらいと言われて、何て……、トータルすれば、どうだろう、1時間ぐらいは話題には出ていると思いますね。ただ、これは市民の方が言われているせりふですけど、国の関係に影響するだとか、市長のどうだとか、そういう話題やなんかは会派では全然出ていけませんので、ただただこの保育園の請願についてどうだろうかなという話はしていますけどね。

◎委員長（堀 巖君） まず最初に、関戸さんが9月4日のときに虚偽の発言をしたことが、まず問題だと思います。これは梅村議員はいなかったけど、請願者が途中で出たときに前言を翻して、最初は電話も直接はしていないという発言だったんです。だけど、見えたらしたというふうなことを、勘違いしておったような説明があって訂正しています。

一番最初に、6月の請願前に西部保育園の請願だけは取り下げしてほしいという依頼があったというのは、9月4日のときもこの請願者とも言っていますし、それを証明する、ほかの請願者のグループに相談をかけたLINEのやりとりが今回提出されています、それを裏づけるように。その流れについても関戸議員はそのとおりだというふうに言っています。だからそこで、やはり請願前も西部保育園だけを請願で取り上げると、ほかの園も、ほかの請願も出てくるのは困るので、それは西部保育園のやつだけは取り下げしてほしいと言ったことは、多分事実だというふうに、これも推測ですけど、その流れからいって。だから事実だというふうに、客観的に見れば思われます。だから、その虚偽の発言をしたこと自体がそもそもすごく不信感なんですよ。最初、一切知らないなんて話で。

あともう一点。虚偽の発言は、さっき木村議員が言ったように、そのX氏が請願者に対してどんな動きをしているのか感知しないというふうに発言しているんです。だけど、関戸議員から提出された資料では感知しています。相談を受けていますから。何かもめているような話がありましたよね。こじ

れている。全て逐一報告しているんですよ、関戸議員はX氏に。それを受けてX氏がよかれと思って動いている。その構図を客観的にどう見るかという話だと思うんですね。

◎委員外議員（梅村 均君） それは読み取れましたですね。別にそれって議員が市民と意見するということですので、そんな特に問題はないんじゃないかなと。

◎委員長（堀 巖君） 梅村議員は、9月4日のときに、いみじくも議長が言われたことを全く理解していないんじゃないですかね。請願権のこととか。請願権という、穏やかに請願する権利というところと、あと関戸議員が厚生メンバーである委員だということね。紹介議員がいて、裏でそういう画策をして、画策というか、そういう動きをして、結果的に請願者を悩ませるということに至ったことについての問題を、やっぱり軽く感じ過ぎてはいませんか。

◎委員外議員（梅村 均君） 議員がその……。

◎委員長（堀 巖君） じゃあ、請願権のことについてちょっと話をしましょうか。余りこれはわかってみえていないと思う。

◎副委員長（木村冬樹君） 発言するけど、X氏はその請願者へ働きかけた内容というのは、やっぱり憲法上問題があるという認識はみんな一致していますよね。これはやっぱり、ただ市民がやったことだから議会が関与するところじゃない。

◎委員外議員（梅村 均君） 僕はそこまではわかりません。それは裁判、その方が訴訟でも起こしてもらったらいと思いますよ。そういうことをおどされたとか、本当に困ったんだったら。議会の一員として、私はそこまでは、両方とも市民でありますし、なかなか言えないですね。

◎委員（鈴木麻住君） そのX氏がもし関戸議員だったら、議員としてX氏がこういう発言をしたら、X氏の発言が関戸議員の発言だとすれば、これは大変な問題ですよ。

◎委員外議員（梅村 均君） 関戸議員が本当に頼み込んで……。

◎委員（鈴木麻住君） 例えば、議員としてこういう発言をしていたら問題ですよ。X氏の発言が議員として……。

◎副委員長（木村冬樹君） 国に盾突く気かみたいなところね。

◎委員（鈴木麻住君） 問題ですよ。

◎委員外議員（梅村 均君） そうでしょうね。ちょっとそうですね。やり過ぎ……。

◎委員長（堀 巖君） ええっ、そこで悩むの。

◎委員（鈴木麻住君） それは許される範囲だと思ってみえるんですか。

◎委員外議員（梅村 均君） 許されるとは思わないんですけど、ただこの方、面識がある者同士がしゃべるので、そんなに、だから、この方が本当にどう思っているかというのが、私たちでははかり知れないんですよ、と僕は思うんですね。

◎委員（鈴木麻住君） 僕が言っているのは、X氏となっていますけど、X氏が発言したことが関戸議員がもし発言していれば問題ですよねと。

◎委員外議員（梅村 均君） 問題の可能性はあるというぐらいしか言えないですね。僕は完全に、本当にこの方が圧力かかっているというふうにおっしゃればそうだと思います。まずいと思います。この実際のやりとりがわからない、ニュアンスとかがわからないので。

◎委員（鈴木麻住君） だけど、こういうすごい発言をしているじゃないですか。

◎委員外議員（梅村 均君） ただ、本当に市民の方が、だけど困ると思ったら、そういう発言ってしますよね。

◎委員（鈴木麻住君） 僕がちょっと確認したいのは、X氏と関戸議員の蜜月関係と、さらにX氏が関戸議員の代理として発言していることなんですよ。で、関戸議員も私の発言ととられても仕方ないですねというような話もされている。ということは、X氏と関戸議員が一体であると、考え方と発言も。それを受けてこのX氏が発言しているというだけの話であって、考え方、趣旨は関戸議員も同じ考え方を受けて発言しているんじゃないかなという。そうとられても仕方ないという発言をされているので。

◎委員外議員（梅村 均君） でも、関戸議員の発言イコールこのX氏の発言ではないと思います。やっぱりXの方の考えとか、そういう思いが入ったやりとりだと思いますよ。

◎委員長（堀 巖君） それも梅村議員の主観ですね。

◎委員外議員（梅村 均君） もちろんそうです。

◎委員長（堀 巖君） だから、さっきの言っていることとちょっと違う。

◎委員外議員（梅村 均君） はい、まあわからないです。

◎委員長（堀 巖君） それは僕からすると主観でしゃべっていて、鈴木さんはこのデータをもとにしてしゃべっているというふうにはしか思えないけど。

◎委員外議員（梅村 均君） 僕もデータを見て、別にこれが丸々関戸議員の意図を酌んだ発言とは、全ては思わないです。

◎委員長（堀 巖君） 全てはね。ただ関戸議員も認めているわけですよ

ね。

◎委員外議員（梅村 均君） 恐らくその請願を出してほしくないというんですかね、余り扱いたくないという思いは2人とも一緒なんでしょうね、これは。何かその辺はわかります。それ以上のことというのは……。

◎委員長（堀 巖君） 9月4日の議事録は新しい議事録が配られていると思うんですけど、そこには圧力だというふうに感じているという発言をしています、請願者はね。

あと、関戸議員はこうも言っています。「自民党員を名乗る人に私が働きかけたかどうかについて、働きかけたかと言えばそうなるだろう」と。3ページ目でね。だから、その認識は関戸議員にはあったという話なんですよ。客観的に、総合的に判断すると、結果的にそのことで請願者を思い悩ませてしまったことについてはある程度認めているというふうに、ここに。

◎委員外議員（梅村 均君） 済みません、さっき委員長は圧力を受けたみたいなことを言われたんですけど、これを見ると、4ページの下から7行目のところのことですかね。

◎委員長（堀 巖君） そうですね、そこです。

◎委員外議員（梅村 均君） 「そうですね、はい。アドバイスとして受けとめています。圧力と言われてしまえば圧力かもしれないんですけど、まあその……」という表現です。

◎委員長（堀 巖君） そこは圧力という言葉だけだけど、後ろのほうに行くと、思い悩んだと、今でも悩んでいるということは、さっき梅村さんは普通あり得ることだと言うけど、その通常思い悩むことと、こういった一体的な作用を受けて、請願前から西部だけは出さないでほしいと言われた。それ以降もX氏にかわって、すごいこれを見ると執拗に結構連絡をとられてこれを言われた。それがプレッシャーなわけですよ、彼女にとってはね。それを圧力と呼ぶか呼ばないか、プレッシャーイコール圧力なので、圧力を受けたというふうに客観的にとられても仕方がないということに関戸議員もある程度働きかけという言葉で認めているわけですよ。というふうに僕は思いましたけどね。

◎副議長（大野慎治君） ちょっと委員の皆さん、申しわけないんですけど、請願者さんの6ページのところに書いてある思いというのは、思いというところをもうちょっとしっかり読まないと……。

◎委員長（堀 巖君） 最後のほうですか。

◎副議長（大野慎治君） 6ページですね、裏から2ページ目。請願者の。

◎委員長（堀 巖君） X氏との電話は、何時間にも及ぶことがあるとい

うやつですか。

◎副議長（大野慎治君） はい。

◎委員長（堀 巖君） 「請願提出後、直接連絡を取らなくなった関戸議員に変わって、自民党员として説明や説得されること、また、8月27日の電話でも「関戸議員の代理で電話した。」とおっしゃったので、関戸議員とX氏が連絡を密にとっていると感じました」、これはデータとして密にとっているということがわかりました。

「新婦人の皆様には大変ご協力をいただきましたが、市長へ提出した署名への連名はいただけませんでした。どうして新婦人の方々の協力を得たことをX氏が知っていたか分かりません」、これは関戸議員から密に情報が行っているからです。

それから、「請願を提出する前に「西部の請願は取り下げしてほしい」と議員の方々から指摘を受けたことや、請願提出後にX氏から電話やメッセージをいただいたことで、請願を取り下げた方が、今後活動して行く上で良いかもしれないと悩みました。X氏との通話では、一部脅しにも取れる内容もあり、自分の身の危険を感じることもあり、請願者にも相談していました」ということですね。

ここの、一部おどしにもとれる内容、自分の身の危険を感じるとまでも言わしめているということは、やっぱり反省すべきだと思いますよ、X氏はね。

◎委員外議員（梅村 均君） X氏です、はい。あくまでもX氏なんですよ。

◎委員長（堀 巖君） そこで、関戸議員との作用をどう捉えるかというところは、さっき提示されたところですね。

◎委員外議員（梅村 均君） そうですね。

〔「体制がどうかということなんだけど」と呼ぶ者あり〕

◎委員外議員（梅村 均君） それイコール関戸議員には……。あとこれって、書類って受けとめますけど、これ依頼の仕方ってどうされたんですかね。推測で話ができないから確認したいということでデータ等を求めたのに、何でこの方はまとめてこられたんでしょうかね、この自分の意見を。どうしてこういう書類なんですか。そこがまず、前回からいくとちょっと違ってないかなという、受けとめますよ、こういう気持ちだったんだということは何。

なぜならば、データで見るとか、全部書いていないところもあるんですよ。この方がまとめた。

◎委員長（堀 巖君） それを言ったら、関戸議員から出てきた資料だって、さっき言ったようにいいところしか出ていないですよ、これ、客観的に見て。

◎委員外議員（梅村 均君） それはでも、わからないですけどね。

◎委員長（堀 巖君） わからないですけど、客観的に見ればおかしいですよ。

◎委員外議員（梅村 均君） でも、出たものについてはデータですよ。

◎委員長（堀 巖君） 僕、データで出してくださいというふうに言ったんだけど、そのデータを張りつけると個人名とかいろいろ出てくるもんだからかなわんと。かなり多いから。だから僕はテキストに張りつけ、信用して、その請願者、一般市民を信用してテキストデータでもいいですよというふうに言いました。

◎委員外議員（梅村 均君） そうなんですね。だから、多分そうなんですよ。僕もこの方ってきつと出したくない、出せないし、量も多いし、出したくないんじゃないかなというのもちよっと、これは僕の勝手なんですけど、何か普通、こういうのってなかなか出てこないものなんですけどね。だから、わざわざこれ、大変だっただろうなと思って、ここまでさせてしまっ、まさにちよっと平穩じゃなかったかなって反省しなきゃいけないのかななんて思うんですけどね。

◎副委員長（木村冬樹君） これだけのデータの中で判断するしかないというのは間違いないわね。だけど、僕はやっぱりX氏が行った行為は、たとえ面識がある人だとしても、やっぱり一線を越えちゃったところまで行っているなというふうには思っていますね。これはやっぱり憲法に保障された平穩に請願する権利を侵害する言い方だし、乱暴な言い方という点でいえば、請願者にとってはやっぱり悩むし、少し怖い感じもしたという、そういう受けとめをしているもんだから。

だから、僕は少なくとも、僕の考えですよ。関戸議員がたとえやりとりをしておって、直接、頼むからあの人に言ってくれよみたいな話がなかったとしても、関戸議員の名前をかたってしまった以上は関戸議員の責任もやっぱり絶対出てくると思うんだわね。だから、そこは懲罰云々はともかく、やっぱり請願者に謝罪しなきゃいけないんじゃないかなと、陳謝しなきゃいけないんじゃないかなという思いは、僕はどうしてもある、それは。

◎委員外議員（梅村 均君） 議事録でも、やはり関戸議員も、そういうふうにとられていたらおわびしたいとかいう、たしかメッセージがあったと思ったんですけど、だから、そういう気持ちは本当に持っていると思います。それはもちろん謝罪ということであれば謝罪しなければいけないとは思いますがね。

◎委員（鬼頭博和君） どうしても推測の域を出ることが、この資料を見て

も、その域からやっぱり出られないというところがあるので、やはり今言ったような形に決着するところしかないのかなと思いますけどね。

◎委員（鈴木麻住君） 推測の域を出ないという言い方もちょっと違うのかなと思いますけどね。それだけデータがあって、X氏と関戸議員とのやりとりの、それを受けてX氏は請願者に対して何回も連絡をとって話をしている、その内容が請願者の思いで書いてある部分もあると思うんだけど。で、恐怖心も覚えたぐらい、それぞれの、自分一人じゃないので、請願、いろんな人の思いがあるので、自分一人では判断できないので思い悩んだという、ほかの方にも相談はされているという。だから、その辺を全部聞き取ればきちんとした話は裏がとれるんだろうなと思うんだけど、そこまではなかなかできないので、だから推測ということでは、もうここまでの事実が出ていることからすれば、さらに関戸議員の名前をかたって、代理者としてX氏は話をしているというのも事実みたいなわけですよ。ということは、これは事実に基づいた内容かなと、推測ではなく。あくまでも僕は事実だと思っています。

◎委員（鬼頭博和君） ここに書いてあることは事実ですけども、黒塗りの部分があるのでわからないところもたくさんあるんですけど、今、ここを出してもらっているのは事実だと思います。ただ、その内容と関戸議員が直接Xさんにやってくれということを実際に言っているかどうかというのは判断できないですよ。この内容では。

◎委員外議員（梅村 均君） そうですね、本当に一言一句、Xさんの意見というのが関戸議員の意見と一致するのかなというのがわからないですね。

◎委員（鬼頭博和君） わからないですね。

◎委員（鈴木麻住君） だけど、関戸議員はX氏がそうやって関戸議員の代理者ということで答弁したことにに対して否定はしていないんですよ。この間の……。

◎委員外議員（梅村 均君） でも、その全部が一緒かどうかと聞いたら、否定するかどうかまだわからないですよ。要するに、大きな趣旨は多分一緒だと思うんですよ。もちろん関戸議員と市民の方と。そこはだから一致している部分もあるんだけど、全てが全て関戸議員の思いが語られたわけじゃないと思いますね、出ている中では。難しいなあ。

本当のおどしの部分というのは、要するに関戸議員の言葉、思いだったのかというところがわからない。おどしととられる言葉というんですかね、おどしと決めつけてもいかんですけど。

◎委員長（堀 巖君） ただ、X氏が、関戸議員の代理で電話したと。請願を不採択にするが気を悪くしないでほしいと。関戸君との話し合いの場を

つくってもいいという流れね、これは一般市民では絶対言わない、言えない言葉です。それは、やっぱり連絡を密にとっていて、請願に対して関戸議員が不採択にするという方向性を告げ、それを代弁しているというふうに取り取るのが普通じゃないですか。で、そこで次の日、X氏から電話で、きのうの話はなかったことにしようと。それを裏づけているのが関戸議員からのデータです。そこでかなりやりとりをしています、26日、27日。こじれた云々のところですよ。それはこの2つの資料から一致しています。請願者と関戸さんの出したデータと。そうすると、この流れが請願者と関戸さんが会っているところを見られたら、変に受け取る請願者もいるかもしれないからなかったことにしようと言っているところね。選挙モードでぴりぴりしている、関戸議員の後援会を敵に回すことになるよ、これは多分X氏の思いだと思います。それは関戸議員が言ったことではない。新婦人と手を切らないといけないういのもX氏の個人的な意見なのかなというふうには読み取れます。ただ、この一連の流れ、26日、27日の電話、関戸議員とX氏の電話やメールのやりとりと、請願者から出してきた資料というのは符合しているので、ここで請願を不採択にするが気を悪くしないでほしいというのは、明らかに関戸議員だと思います。

◎委員外議員（梅村 均君） それは、でも言ったとしても別にいいんじゃないですかね、不採択に……。

◎委員長（堀 巖君） だからそれを、この連絡を密にやっていることを請願者も知っているわけですよ。知っているから、請願者としては一体的に得られている作用として感じるわけですよ。それが請願権を穏やかに出すことを侵害しているというふうに私は考えるんですよ。それは知り合いとか、そういうことは関係ない。

◎委員外議員（梅村 均君） そこまでは、僕は侵害しないと思いますね。一意見の言い合いだと思いますね、これは。

◎委員長（堀 巖君） 請願権の穏やかなところって、本当に軽く考え過ぎで、例えば関ヶ原の事件知っていますか。関ヶ原の小学校統廃合に反対する請願署名の事件。これで町が38万円の損害賠償支払いを命じられているんですけど、2012年に。これは小学校の統廃合に反対する署名が出ました。町の職員が意思確認のために戸別訪問したわけです。それでアウトだと言っているんですよ。戸別訪問しただけでね。つまり、その請願を穏やかに提出する権利というのは、それほど憲法に定められている重要なことなんですよ。そこが、何か認識が僕は違うと思う。

◎委員外議員（梅村 均君） そうすると、私らは事前に会えないですよ、

請願した人と。

◎委員長（堀 巖君） いや、事前にはいいと思いますよ。

◎委員外議員（梅村 均君） もちろん出た後も。話もできない。

◎委員長（堀 巖君） 出た後は、委員会で議論をすればいい話だと思いますよ。

◎委員外議員（梅村 均君） でも、皆紹介議員の方、ほかの議員の人って継続審査中って、誰も連絡ってとっていないものですか。

◎委員長（堀 巖君） だから、僕たちは紹介議員になっていますよね。紹介議員は請願者の意向をいかに実現させるかという方向で動くわけですよ。そういうことで連絡は取り合いますよ。だけど、それを阻害する方向、とめるような方向に動いたことが、それは請願権に反するのではないかということで、そういうプレッシャー、表現の自由だとか、プレッシャーだとか、圧力だとかいうところに置きかわってしまうわけですよ。そこは違う、方向性が。市民の意見を成就する、請願というのは市民の方の政策提案ですから、それを阻害するような方向に動くと、それは圧力とかプレッシャーという言葉になっちゃうんじゃないですか。応援してあげないと。

◎委員外議員（梅村 均君） 僕は、それはないと思います。全市民の請願ではないので、やっぱりその請願に賛同できない市民もいれば、その代弁者となる議員は、やっぱり意見は述べると思いますね。

◎委員長（堀 巖君） いやいや、だからそれを裏でプレッシャーをかけるように述べることはいけないと僕は思っています。

◎委員外議員（梅村 均君） そのプレッシャーをかけるようにということがついちやうんですけど、この方々はもうお知り合いなわけだから、この人もアドバイスを受けたとずうっと言っているわけだから、それを勝手に考えちゃいけないと思うんですけどね。

◎委員長（堀 巖君） 今、スポーツ業界で宮川体操選手が暴力を受けたという事実があって、だけど本人は指導だというふうに言っているわけです。だけど、組織、協会としてはパワハラだというふうに認定して処分しているわけですよ。それとよく似ていると思います。だからここは、議会というのは裁判所じゃないわけですから、9月4日に議長が言われた何々罪、何々罪というのに確定するかどうかというのはちょっと違う話で、それはやっぱり議員のモラルとしてこういうことはやっちゃいけないよねというのは、自浄作用として議会の中でやらないといけない。そこの見方が随分違っている。

◎委員外議員（梅村 均君） 私は本人、この請願者の方が本当に悩んで、もう大変だったんですよということであれば、それは議員としては反省して、

それは謝罪が必要なら謝罪するというのは当然だと思いますよ。お互い本当に知っている仲ですからね。そうやってまたやってもらったらいんじゃないかなと思います。

◎委員長（堀 巖君）そこは僕、違うと思います。知っている仲とか知っていない仲とか関係ないんじゃないかな。

どうですか、関係ありますか、知っている仲だから何言ってもいいとか。

◎委員外議員（梅村 均君）知っているから何言ってもいいとなると、それだけ捉えれば違いますけど。

◎副議長（大野慎治君） 請願提出前の意見交換のところでは、ざっくばらんに話す、それはざっくばらんに話しているんです、どこの会派さんでも多分そうだと思いますよ。ざっくばらんに話して意見交換しながら、思いを聞いて、じゃあ紹介議員になれますか、なれませんかということだけを最後判断するというふうに決めるのが議員の立場で、それを紹介議員がやる以上はそれを真摯に審議するというのが、それは、そのときの意見交換で出てきた意見の中で紹介議員になりますか、なりませんかというのをどう判断するかというのは、それは個々の議員の判断で、会派として判断するわけでもないし、個々の議員で判断していくということなので、それは十分あることだけど、提出した後に、僕はたまたまた市役所で会ったときは、意見交換というか、ちょっと大野さん聞いてくださいというときはありますけど、そういうことは多々あるけど、たまたま会ったときです。みずから僕が連絡をとることもないし、相手からも連絡が来るということは、僕は代表でも何でもないので、携帯も何も知らないので連絡しませんけれども、そんなことは、たまたま会ったときに、そうだそうだ、ちょっと今から相談に乗ってくださいというのはあるというのは、それはあるけど、それに対して今どう思っていますかというのは、聞かれることは意見は言うけど、それで何か取り下げしてほしいとか何とかというのは言うことは絶対ないよね。梅村さんだっていないですか、そんなことは。

◎委員外議員（梅村 均君） いや、僕は絶対ないとは言えないと思いますよ。今回の件は。だって市民の入った懇話会が話し合っている最中なんですもん。請願者の方も市民だし、その気持ちももちろん酌むんですけど、ほかの市民じゃない市民もいるので、やっぱりそういう人からの意見を聞いたら、余りこれは好ましくないなとか言ってしまうかもしれん、私もひょっとして。

◎副委員長（木村冬樹君） それはそれで、言ってしまいうってしまわんはともかく、議会の中でその人が代理表明するわけだから、それで僕はいいと思うんだけどね。ただ、言ったことがやっぱり相手にとってそういう受けと

めだったとすれば、やっぱりそれは問題だし、それに対してやっぱり、僕はX氏の言い方というのはすごいペケだと思う、だめだと思う。憲法上問題だと思う。だけど、関戸議員は一体性があるかどうかというのは、このところではやっぱり黒塗りばかりでわからない部分があるもんだから、だけど関戸議員の名前をかたったということは、やっぱりそこは責任が生まれるというふうに思っているんだね。

確かに請願の前、僕は西部保育園だけ何で取り出してというのは、こういうことになってしまったと書いてあるけど、僕はそれは聞いたもん、実際。請願者のやりとりの中ではね。これはやっぱり、ここに含まれるんじゃないですかというふうになる。だけど、そこはもう思いなもんだからさ、請願者のそれじゃあいいですよというふうで、紹介議員になりますよと言ったんだけど。

◎委員外議員（梅村 均君） 強制することはできないけど、アドバイスとしては言ってしまうと思う。

◎委員長（堀 巖君） ごめんなさいね、ちょっと繰り返しになりますけど、言ってしまうのはあるかもしれん。でもそれが、やっぱりさっき言ったように、請願者がどう捉えたかなんですよね。一部ではアドバイスとして受けとめているし、今でも請願者は関戸議員のことを信頼しているし、一緒に協力していきたいと思っているというのは9月4日のときにも言われました。一方、請願者はX氏に対しても罰してほしいとか、どうせ一般市民ですからそういうことはあり得ないし、訴えようとも思っていない。それはそれなんです。僕は9月4日の議運のときにも言ったけど、それと一連のこの作用を議会として、組織としてきちんと見ようねと。それはやっぱり一定反省が必要だというのは絶対あると思うんです。そこまではいいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（堀 巖君） だから、そのことが本当に、彼女はアドバイスと言いながらも一方では恐怖を感じて思い悩む、ずうっと請願を取り下げようかどうしようかと、僕も相談を受けました。伝わっています。だから、そのことまで追い詰めちゃったこと自体がいけないと思うんですよ。個人の受け取り方もあるけど、さっきの言葉の選択とかね、言い方とか。実際、この文面では伝わってこないかもしれないけど、彼女は現に恐怖を感じたというふうに書いてある。それをきちんと議員として、議会として受けとめて、そのようなことが今後ないようにしないといけないと思います。

◎委員外議員（梅村 均君） ないような振る舞いをしなきゃいけない。

◎副委員長（木村冬樹君） 結果的にこうなったようなことが起こらないよ

うに、議員としては、もう一回原点に戻らなあかんというのはあるよね。

◎委員長（堀 巖君） 一体的にとられてもしようがないというふうに思いますけどね。だからこそ。信頼している相手だから、請願者は。請願者が2人とも信頼しているんですよ。だけど、一体として捉えた、プレッシャーを受けたというのがこれで事実ある。それはやっぱり認めないといけないと思う。

◎委員外議員（梅村 均君） だから、議員としてそういうふうにとられる振る舞いはしないようにということは反省しなきゃいけないという、ですね。

◎委員長（堀 巖君） まさしく関戸議員は本人の言葉で言っているとおり、そういうふうにとられても仕方ないなと。

◎委員外議員（梅村 均君） 答申しないかんですよ。

◎委員長（堀 巖君） もちろん議長からの諮問事項なので、確認できた事項として、あしたの本会議で報告、答申します。

結論としては、今言った一体的と見られても仕方がないなというところでしょうね。

例えば一般市民が見たとき、僕が一番重要なのは請願者がどう見ているかというところを重きに今言ったんですけど、一体的に見ているというのはこの表現で。

◎副委員長（木村冬樹君） だから、僕が思うのは、関戸議員の心の中なんか誰もわからないわけで、だけどX氏が関戸議員の代理で連絡したということと言ったことは、ここがやっぱり一番大きなところだと思うんだね。だから、そこには絶対関戸議員に責任が及ぶところだし、議員なもんだから、公職者として。だから請願者としては……。

◎委員外議員（梅村 均君） なぜ代理だと言ったところまでは、わからないんだけど、でもそういうことを言わせてはいかんよという。

◎委員長（堀 巖君） だから、これだけ密に連絡しておったら、逐次報告しているわけですよ。それに対してキャッチボールがあるわけですよ。だったら、ちょっとやめてかなあかんよと本当は……。

◎副委員長（木村冬樹君） そこが、僕の代理でなんか絶対言わんでよと言って、取り消してよというふうに言うと思うんだね、そこはね。そこなんだわな。たとえどんな仲であろうが、議員という立場である以上。

◎委員外議員（梅村 均君） 一緒に話の場を設けるといいうぐらいだから、全然そんな考えがなかったでしょうね。

◎委員長（堀 巖君） 最後の、この内容を読んで圧力がかかっていると思ったらお知らせくださいとあって相談しておるよね。どこにも圧力はない

でしょうとX氏は言っている。少なくとも郁文さんを信頼している文章とし
か思えないというふうにX氏は言っているけど、僕はX氏のそれは主観ね。
でも、それは客観的に請願者の立場を考えたらそうは思わないね、僕。

◎委員外議員（梅村 均君） 今回、この一般論として意外にこういうのっ
て全国であるんじゃないかと思うほうなもんで。

◎副委員長（木村冬樹君） だからね、市民同士でそんな請願何で出したん
だということはあるよ、あるんだわ、いいんだわ。だけど、そこを議員の代
理として言っているなんていうことを言ったら、その時点でちょっとだめだ
と思っております。そこなんだね。

◎副議長（大野慎治君） 素朴な疑問なんですけど、X氏とメッセージの
やりとりはありましたが、データはありません。メッセージってずうっ
と記録が残っているんですよ。メッセージを切らない限り記録って残る
んですよ。メッセージで僕、ずうっと記録が残っていますよ。過去がさか
のぼれるように便利なんです、あれ、メッセージって。フェイスブック
の友達だったら誰でもメッセージでやりとりできるぐらい楽で、過去に
もどんな記録があるかなというのがさかのぼれる便利なものなんです。何で
ありましたがデータはありませんと、友達切らないとないよ、そんなことは。

◎委員長（堀 巖君） うん。だから最初に言ったじゃないですか。請願
者とのやりとりは5月のやつは出してきているけど、データはありませんっ
て何か変だなと思って。

まあそれはちょっと置いておいても、そのデータだけを見て関戸議員の言
っていることが信用できないというのは2点、さっき冒頭に述べました。そ
れも加味して考えないといけないと僕は思います。何でそんな虚偽発言をし
ないかんのかな。

◎委員外議員（梅村 均君） 虚偽というか、慌てたとか、ええっと思っただ
けじゃ。そんなに虚偽とか、電話ってまず、そのLINEを電話とは普通
解釈しないですからね。普通の電話のやりとりはしていないとかさ。

◎委員長（堀 巖君） LINE電話は電話だと解釈だよ。

◎委員外議員（梅村 均君） そんなに大きく捉えることじゃ、ええっ、何
ですかという感じだったから、そういうものは考慮してあげないと。

◎委員長（堀 巖君） だけど、これだけ頻繁にやりとりしておったらさ、
覚えておるに決まっておると思うんだけどね。電話したとかしないとか、一
切しないとかさ。X氏のごことは感知しないとか、そんなことは絶対言えん
でしょう。

◎委員外議員（梅村 均君） でも、それは市民だから、別に……。

◎委員長（堀 巖君） 守ったの。

◎委員外議員（梅村 均君） 守ったというか、そんなことをここの場で言うことじゃないという話じゃないんですかね。

◎副委員長（木村冬樹君） これ以上のものは、例えばメッセージに残っておったとしても、同じようなものが出てくるんだよね、多分ね、本人からね、黒塗りにした部分でね。

◎委員長（堀 巖君） 直接携帯を見せてくださいと言う以外ない。そこまでする必要はないでしょう。

◎副委員長（木村冬樹君） 僕は、とにかく代理で話をしていると言ったことが、やっぱり関戸議員も責任を負わなきゃいけない部分だというふうに思う。それしかない。だから、どういう対応をするかは、最後のほうで考えればいいけど。

◎委員外議員（梅村 均君） その点は本人も反省をしておりますから、もちろんそこは、はい。

◎委員長（堀 巖君） この件はいいですか。

◎副委員長（木村冬樹君） だから、答申としてどうするかというところやね。一体的ということを見るのか、代理で話したことに対する関戸議員の思いがちょっと別にあったとしたとしても、そこはちょっと責任を負わなあかんよというところで、そういう答申にするのか。

◎委員外議員（梅村 均君） その反省を促すというか、断定的なことではできないけど、そう見られる、そう受け取られる行為については反省をしてくださいというか。

◎副委員長（木村冬樹君） なかなか議運だと多数決というわけにはいかんもんね。そこなんだよね。重みが違うけど、そこは合意してという答申にするのかだね。

◎委員長（堀 巖君） だから一体性……。

◎副委員長（木村冬樹君） 一体性があるというふうに……。

◎委員長（堀 巖君） とられても仕方がない。

◎副委員長（木村冬樹君） それも主観的なところだからなあ、どう受け取るかな。言った事実だけはやっぱり残るからな。

◎委員長（堀 巖君） 請願者からすれば、そのX氏と関戸議員の、最後は一体的ととられてもいたし方がないということは事実じゃないですか。請願者からの紹介ですもんね。

◎委員外議員（梅村 均君） 請願者から見ればという言葉を使って。

◎委員長（堀 巖君） 一体的に作用したとしか言えないでしょう。

◎委員（鈴木麻住君） 請願を提出するまでは、関戸議員は頻繁にやりとりをしているわけですね。相談というところでね。それは表に全部出ていて、それ以後のことは全部X氏がやっている、請願者とね。そのやりとりはここにX氏と関戸議員とのやりとりも全部ここに、いつ、何を、どういう話を、中身はわからんけどね、というふうになっているので、だから、X氏が請願を出す前に接触していればともかく、その辺は余りないんだよね。それ以後のX氏と関戸議員のやりとりは頻繁にあって、X氏が今度請願者と接触をかなりしているという流れだから。

◎副委員長（木村冬樹君） そこに疑惑があるのは間違いないんだけど、疑惑というところでどうかというところかな。

◎委員（鈴木麻住君） 確かに請願を出されてからそういうふうで、直接は関戸議員もやっていないのかなと思いますよね。

◎委員長（堀 巖君） 直接はやっていないですよ。だけど、請願者からすれば、一体的に作用したということは事実として認定できると思います。

◎委員外議員（梅村 均君） この請願者の方は、そういうことを望んでいるんですかね。

◎委員長（堀 巖君） だから望んでいないって。個人的な望みではない。

◎委員外議員（梅村 均君） そうですよ、だから、逆にそんなことを議会でやっちゃうと、この人がまた傷つかないですか。何かもう、そんな気がしてならないんですけど。

◎委員長（堀 巖君） それは傷つくからやらないでおこうというのも変だと思うけどね。

◎委員外議員（梅村 均君） だって、この人がそう望んでいないからやらなくても、僕はいいと思いますけどね。

◎委員長（堀 巖君） 望んでいないって……。

◎副委員長（木村冬樹君） 請願者が。

◎委員外議員（梅村 均君） そんな、だって、前の議運で反省もされた言葉も出されているので、それをまた……。

◎委員長（堀 巖君） 違う違う、今は議長に対する諮問の話をしていて、請願者の感情を害する云々というのはちょっと別の話で、答申として議運で確認できたことは今言ったことだというふうに僕は思います。それが請願者、この後の話でどうなるかによって請願者がどう、また違う感情を持つかというのは、ちょっとまた考えないと思うけどね。

◎委員外議員（梅村 均君） そういうことですね、はい。

請願者から見れば一体的に見えたのかな。

◎副委員長（木村冬樹君） 代理という言葉を使っちゃっておるからな。そう判断するしかないかなと思うね、それを見ればね。事実だけを見ればね。事実というか、その言葉という。

◎委員長（堀 巖君） 総合的に判断してくださいよ、総合的に判断すれば、密に連絡をとられていることは彼女は知っていたわけだし。

◎副委員長（木村冬樹君） 感じていたという言い方だから、ちょっと微妙なところだけだな。だけど、事実、密にとっていたのはわかったわけね。

◎委員長（堀 巖君） これは関戸さんの言葉だと思って感じてしまったことについては、それは一体的に見るから、そう感じざるを得ないよね。文字からすれば。それは紛れもない事実だというふうに文面にあらわれているということは言えると思います。

◎委員外議員（梅村 均君） 請願者から見れば一体的にとられるため、そのような行動、言動なのか行動……。

◎委員長（堀 巖君） いや、別にそこで今後しないようにということではなくて、ここでは確認できたことだけでいいので。

◎委員外議員（梅村 均君） そうなんですか。そういう文面でいいんですか。わかりました。

◎委員長（堀 巖君） はい、確認できましたと。

◎副委員長（木村冬樹君） どう対応するかは、ちょっとまた別の話として。答申の、文書で返すわけですね。

◎委員長（堀 巖君） そうですね、文書で。

◎副委員長（木村冬樹君） 文書で来ているからね。だから、それはちょっとやっぱり、きょう参加の委員は確認したほうがいいね。

◎委員長（堀 巖君） じゃあ早速、ちょっと僕のほうでつくって、レターボックスに入れておくぐらいしかないのかな。

◎副委員長（木村冬樹君） きょうじゅうしかないもんね。

◎委員長（堀 巖君） ということでまとめたいと思います。

◎議長（黒川 武君） ありがとうございます。じゃああす、全日程が終了した後、議会運営委員長からの報告があるということで、私のほうから堀委員長を指名します。そのときにきょうの調査結果をまとめた形で、答申書という形になります。そのときに暫時休憩して、皆さんに答申書をお配りさせていただいて、それを読み上げていただくと、そういう形になるだろうと思いますので、その後、委員長の報告のとおり答申があったことについて、議員の発言を許しますということで、皆さんからの意見もいただきたいなと思っております。私としては、答申をいただいただけで、はいそれで一件落着

とはいかないだろうから、そここのところはやっぱり議員の発言を求めてまいりたいなと思います。

◎委員外議員（梅村 均君） そんな本会議で扱うことなんですか、諮問答申のやりとりというのは全て。

◎委員長（堀 巖君） 全てかどうかはわからないけど、それは議長判断だと思いますね。議長の権限の範囲内だと思いますけど。

◎議長（黒川 武君） 私が9月4日、議運で初めてこの問題が発覚したという、そのときに、本当に聞いて驚きました。そういうことは、私はあり得ないだろうと思っていたので。ただ、疑惑は疑惑のままで置いておくわけにはいかないだろうということで、議会運営委員会のほうでその調査についての諮問をしたと。その後は委員長さんのほうから、両当事者のほうからできる限りデータのほうを出していただきたいということで、客観的に判断していただけたらと思います。

先ほど来、ずっと話を聞いていたんですが、なかなかやっぱりプライバシーにかかわるところについては黒塗りということで、ほとんど黒塗りで、その内容自体がわからない。ただ、わかることは、かなりのやりとりがあったなということ、それと、私も少し注目させていただいたのは、9月4日夜に、先ほど委員長も文面を読まれたと思うんだけど、9月4日の20時40分に関戸議員から、この内容で圧力かかっていると思ったらお知らせください、こんなやりとりだったというのを送付しますということで、この送付文そのものがどういうものだったのかということが明らかになっていないんですね。唯一関戸議員から提出されたデータの中で、具体的に述べているのはこの部分だけなんです。だから、私はここの送付文がどういうものであったのかということこそ、本当はやっぱり開示をしてほしかったな、公開にしてほしかったなと思うんですが、あとのところというのは、その圧力云々かんぬんは出てまいりませんよね。なぜかという、それは9月4日の議会運営委員会が終わった夜の話だから、当然、関戸議員としては、事の重大性についてはやっぱり認識されて、それでこのXと名乗る者といろいろお話をされたのではないだろうかということは思料されますけれど、肝心なものが提出がないものですので、私としては少し残念だなと思っておる。しかし、両当事者から出された資料をもとにしてしか客観的な判断はできませんですから、後で委員長のほうで答申案としてまとめられますので、本日のところはこれ以上のことは、少しやっぱり真相解明は、我々捜査権、調査権があるわけじゃないものですから、そここのところはやっぱり難しいなと思います。

本日は忙しいところ、委員の皆様には本当に真摯にこの問題に向き合っ

いただいたことにつきましては、私からも感謝を申し上げたいなど。

先ほど申し上げましたように、やっぱり今回9月定例会で継続審査案件として出され、最終日に本会議でもって議決をさせていただくといったことにかかわりがありますので、私はやはり、今回の本会議の中ではっきりさせるものははっきりさせたほうがいいのではないだろうかと思えます。

答申をいただいた後につきましては、各議員のまた御意見はいただければなど思っております。以上です。

◎委員外議員（梅村 均君） まず最初に、議長が前回の議運の最後で諮問されたときの文面があるんですけど、実はここが本当は、議長も請願者の方はアドバイスだと思っているという発言をされながら諮問をされましたので、この辺が本来、なぜかなとちょっと思うところなんです。わざわざこの委員会に請願者の方は来られたんですよ。そこで発言されて、アドバイスを受けたということと言われて、だけど疑義は残って始まったという経緯なんですよね。

◎委員長（堀 巖君） あのね、そのときの雰囲気、多分梅村さんいなかったんで、アドバイスという言葉は非常にオブラートに包んだ彼女なりの配慮だというふうに、この彼女から出てきている最終の書面を見ればわかるはず。それをアドバイス、アドバイスというふうに前面に押し出して擁護するのはちょっと違うと思う。アドバイスという言葉で。本当はアドバイスと言いたくなかったかもしれないというふうに捉えるのが、彼女のこの思いからするとなんですよ。

◎委員外議員（梅村 均君） まさに僕はそこの意見がちょっと考え方が違って、その方によって今までの人生、人間関係があって、わざわざそういう発言をされたのに、なぜ議会がその発言を疑ってこういったことまでさせてしまったのかというのがすごく気にはなっているんですね。だから穏やかという、まさに憲法上に書いてある、それとはちょっと違うのかもしれませんが、本当によかったのかなと、その方を思うと。

◎委員（鈴木麻住君） その方だけじゃなくて、請願ってほかに……。

◎委員外議員（梅村 均君） いらっしゃいますけどね、請願者はね。

◎委員（鈴木麻住君） 代表で出しているだけで、ほかの方の思いもあって、その思いで悩んだと書いてあるんですよ。だから、その人だけの話ではないということは思っておかないと、その人との人間関係、友達関係、知り合いということで全てが成り立つんじゃないかと、そこの紙に請願者の思いが全てここに上がってきているわけだから。

◎委員外議員（梅村 均君） そうです。そういったのも含めて、この場で

わざわざ何か語られたのかななんて僕は。その場にいないから私はいかんですけどね。

◎副委員長（木村冬樹君） それで、9月4日のことを話すと、僕もその辺が気になったのね。そこを聞いているの、あえて。アドバイスとして受けとめているということでよいかとここに書いてあるんだけど、僕が聞いているんだけど、それはやっぱりその人の苦渋の顔を見て、それで本当にアドバイスでいいのかという聞いたら、アドバイスと受けとめているけど、圧力といえばそうかもしれないという、そういう濁し方をしているんだね。やっぱりそれは関戸議員との今後の関係も含めて苦渋があったというふうに思っているんだけどね。

◎委員長（堀 巖君） そりゃあ仲よくしたいもんね、当然、地元の議員として協力をしてほしいとって最初接触しているわけだからさ。

◎委員外議員（梅村 均君） そうですよ。

ちょっとどうしてもその方のことを一番に考えた処置を。

◎副委員長（木村冬樹君） 対応はそれでいいんじゃない。それでいいと思う。だから、どうするかというのはね。ちょっときょう一日、いろいろまた考えて、対応は考える。答申としてはそういう答申をしていくというふうでどうでしょうかね。

◎委員長（堀 巖君） 休憩しよう。

（休 憩）

◎委員長（堀 巖君） はい、じゃあこの件は閉じさせていただきたいというふうに思います。

じゃあ(2)のその他のほうに移ります。

何かありますか。

◎委員（鈴木麻住君） 会期中の財務委員会のときに、休憩中の発言だったんですけど、長谷川部長から休憩中に反問権という形で反問されました。その反問が、本会議のときに私が中学校を視察してきたと、見学してきたという。誰とどういうふうに行ったのという内容の質問だったんですね。それは一切、本会議のときの発言だったから、本会議のときでやればいいと思うんだけど、なぜ財務のときに、さらに議案と全然関係のない、調査して見学してきたという内容については、突然だったので、私も答えてしまいましたけれども、答える必要がなかったのかと思いながら、そういうことが許されるのか、休憩中だから何でもいいのかというところがちょっと疑問があって、そのときに議員特権で調査に行ったのかという、議員だったら何でもやっていいのかという発言もあったかと思えます。それを聞いて、ある議員が議運

でそれはやれと、そういう話が出てきたんだから、それはここでやる話じゃないということで、その場は財務委員長の裁量というか、判断で議運ということになったと思うんですね。だから、今回の議運でそれを協議すべきことじゃないかなということで提案させていただきます。

◎委員長（堀 巖君） わかりました。

今の件については記憶にあると思いますが、何か発言はありますか。

◎副委員長（木村冬樹君） 議員特権というものはないよね。

◎委員長（堀 巖君） 議員特権というのは、98条に基づく調査権の話だというふうに思いますけど。

◎副委員長（木村冬樹君） 調査権のこと、議員に与えられている権利ということであれば、そういうことなんだよね。だから、長谷川部長が言った特権というのはどういうことなのか、ちょっとはかり知れないけど、その議員だったら何やっていいのかというようなつもりだったら、それは嫌だね。そんなふうなことは思っていないもんね。

◎委員（鈴木麻住君） 私としては、議案で上がっている工事の内容とブロック塀のこともあったので、ちょっと見学したいということで、校長先生に許可をとって話をして見せていただいたということなんですね。それを見たことについて質疑をしたことについて反問権を行使されたんじゃないかなと思うんですけど、そこで知り得た情報についての。

◎委員外議員（梅村 均君） 多分、よく言われる調査権って議会にあるのか、議員にあるのかというので、要するに事前に、一番正式には、やっぱり議長を通して議会として連絡しておいて調査するというのが正式なやり方だと思うんですけど、そういうことでやってほしいのかなということですね。

◎副委員長（木村冬樹君） 過去をさかのぼると、僕たちも会派として保育園を見て回る、学校を見て回るということは毎年やっていた時期もある。今は個別に何か問題があるというときはやるんだけど、やっぱり僕が対応としてまずかったのは、やっぱり事前アポイントがとれていなかったことがやっぱり問題かなと思っています。そこはやっぱり議員としてやっておかなきゃいけない、学校の状況もあるもんだから、必ず僕らは、学校に行くときはこの時間に伺いますけどよろしいですかという許可をとって、約束をとっていくということはやらなきゃいけないというふうに思っているんだね。

◎委員長（堀 巖君） 厳密に言うと、例えば今、証書類のあれがあったよね、書類審査。あれを突然議員が一人の議員として伝票をちょっと見せてくれとって、ふだんの事務室へ行ってやるのはペケなんですよ。そこまでの権限はないというふうに言われています。だから、今言われたように、手

続的にどうなのかというところはあるけれども、あるけれども、だからといって議員が現地を見ていかんということではなくて。

◎委員外議員（梅村 均君） これは難しいんですね、線引きが。要するに、そう言われないようにするしかないんですけどね、なるべく。

◎委員（鈴木麻住君） 僕が問題にしたのは、それはアプローチの仕方はちょっとまずかったなどは反省しています。当然通すところを通してアプローチすればよかったのかなとは思っていますけど、その本会議で出した話の中の反問権として、財務委員会の休憩中に、その見学に行ったことをそこで問う、それはおかしいんじゃないのということを言っているのね。それは個別に言ってくれば、それは済みませんでしたという話なんだけど、財務委員会の決算委員会の際の途中の休憩を挟んでそれを発言されるというのはおかしいんじゃない、何の関係があるのという。

◎委員長（堀 巖君） それは、議会運営に対する不当介入だと僕は思いますよ。本当はあそこで委員長はとめないといけない。関係ない話だからって。僕は思うんです。

◎副委員長（木村冬樹君） この話は個別にしてくださいでございませぬ。

◎委員長（堀 巖君） 意見を言ってもらうのはいいけど。というところで、最近ちょっとそういうことが目立っているので、それはちょっと議運としては問題だというふうに位置づけて、執行機関側に抗議文なり申出書なり出すべきだと、僕は委員長として思いますけど、いかがでしょうか。

◎委員外議員（梅村 均君） 抗議文まで出さなくても、口頭でやればいと思いますけど。

◎副委員長（木村冬樹君） 何かの形で、やっぱりあそこの場で言うべきことではなかったということは伝えればいいと思うし、こちら側としても反省すべきことは反省するわけだから、そういうやりとりをどこかですればいいと思うけどね、僕は。

◎委員長（堀 巖君） わかりました。

じゃあ、ちょっと次の議題へ行きます。

同じことがありました。副市長の発言です。僕が前年の監査委員のときに、議案質疑、決算のときに発言しようとしたらとめられました、副市長が。あなたは前年の監査委員だから質問できるんですかと。それもそこで言うべきことですか。そういう自分の持論を展開してもらうのはいいけど、それはその前にやる話じゃないですかと思いました。あのときは抗議しませんでしたけれども。

◎副委員長（木村冬樹君） あれは休憩とってやったんだっけ。

◎委員長（堀 巖君） 休憩とられて。

◎副委員長（木村冬樹君） で、僕らも発言したもんな。

◎委員外議員（梅村 均君） 前にやれば、それは前にやるべきですけど、前にやれなかったからあんなっちゃったんじゃ。

◎委員長（堀 巖君） だからといって、あそこで議会の流れをとめてやることじゃないでしょう。

◎副議長（大野慎治君） 2年前の須藤議長のときに、梶谷さんがもう質疑しているんですね。そのときはもう指しちやっただす、議長が。それで質疑しちやっているんです、本会議で。去年も梶谷議員が質疑しています、本会議で。しょうがないですよ。当該年度のときに質疑して、前年監査になって質疑をとめるわけにはいかないですから、もう前例がありますから。で、質疑されている。堀議員もされたのかな、去年。

◎委員長（堀 巖君） していますね。

◎副議長（大野慎治君） されているので、その時点で問題視しなきゃいけないことをことしになって言うのは、ちょっと違うのかなって。

◎委員長（堀 巖君） 議会中に。

◎副議長（大野慎治君） 1年前のときや2年前のときに異議ありとか言う、議会に対して申し入れがあったりとか、そういうのがあればいいんですけど、今までなかったというところに。ことしになって堀議員がやられたことに対して急に言われたというのは、それは2年前の段階のときに言うべき話であって、だから去年の段階で言うべきであって、ことし言うべきことじゃなかったんじゃないかなというのは。もし申し入れをするのであれば。実績があっちゃうので。

◎委員外議員（梅村 均君） 時系列のことはそのとおりだと思うんですが、それを執行機関と議会側で、要するに連絡がうまくいっていなかったというのが少し言われたところだと思うんですけど、そういう意味で、向こうは何かこうもやっとしていて確認をしたんだと思うんですけどね。

◎委員長（堀 巖君） 確認するのは閉会中で十分だし。

◎副委員長（木村冬樹君） その場でということね。あれは議長が発言を認めたわけだからね、そこは別の問題だわね。別の機会があるんだったらね。それはそのとおりだ。

ただ、梅村さんが言うように、確かに議会と執行機関、特に部長あたりとの、もうちょっと情報交換というか、今後のところも含めて意見交換を十分にしていかなきゃいかんかなというふうには思うわね。

議会改革のいろんな話し合いをしていることだもんだから、その内容がき

ちんと部長さんたちに伝わっていないとまずいということもいろいろ、この間でもあるもんね。

◎委員長（堀 巖君） そんなことだから、議会の運営をとめてまでやることじゃない。

◎副委員長（木村冬樹君） そうそうやることじゃないね。そのことが前提だよ、そのことが前提だけど。

◎委員長（堀 巖君） それがわかっていないんじゃないの、向こうは。長谷川部長にしてもしかり。

◎副委員長（木村冬樹君） そこは言わないとね。言う場面が違うわ。

◎委員長（堀 巖君） 場面が違う。意見交換するのはいいわ。こんなことで意見交換しても、どうするの。

◎副委員長（木村冬樹君） 何か変なことになったもんね、みんな手を挙げて一斉に意見言ってもね、みずからの。

◎議長（黒川 武君） 休憩中で私が皆さんの発言を求めて、最後のところは本会議で述べているね。秘密の暴露は、これは許されることではない。しかし、一般的に公表されているものについての質疑というのは、私は認めてもいいと。私はそういう判断で運営させていただきました。

それともう一件言わせてもらいますと、実は今、副議長が言ったように、28年度の9月のときに現の監査委員が質問された。昨年も私は現も旧も、質疑についてもそれは認めてまいりました。その後、終わった後、去年の10月4日だと思うんですけど、やっぱり議運の中でその問題を整理しましょうねということで課題として捉えたんですが、その後、ちょっとほかのものに追われてしまって十分議論できないままに今日に至ったという面もあります。そういう意味合いでは、私も反省はしなきゃいかんなと思っておりますが、またその辺のことにつきましては、閉会后、また堀委員長のもとでその辺の整理のほうもお願いできたらなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

◎委員長（堀 巖君） つけ加えると、その後、ことしに入って6月に、監査委員を出す出さないというところの議論の中でその話がまた出て、木村議員が本会議で言ったときのようなことが話されて、木村さんからね、それでみんな大方納得しておるんですよ。

◎副委員長（木村冬樹君） そうだね。

◎委員長（堀 巖君） だから、それに加えてまた休憩中に、ちょっと問題にしますけど、須藤議員が私のことを当局を困らせる質問ばかりすると言ったこと。あれは休憩中でも傍聴者もいて、サポーターもいるわけですから、

あれは議会中の発言として問題視しますよ。侮辱じゃないですか、あれ。何あれ。後で堀議員のことだというふうに言ったんですけど、当局を困らせる質問ばかりするという発言、問題じゃないですか。

◎委員外議員（梅村 均君） そのときそのときで、そういうことであれば、休憩中だもんで言い返せばいいわけであって、今それを一つ一つやり出すと、いろいろのとき……。

◎委員長（堀 巖君） 休憩中だからいいんですか。

◎委員外議員（梅村 均君） いかんけど。

◎副委員長（木村冬樹君） 冷静になろう、冷静になろう。

◎委員長（堀 巖君） 何だそれ。

◎委員（梅村 均君） 済みませんね、まずどちらから言われましたかね。

◎委員長（堀 巖君） 須藤議員の話ですか。

いかんけど何ですか。

◎委員外議員（梅村 均君） いや、やめます。

◎委員長（堀 巖君） はっきり言ってほしいですよ。

◎委員外議員（梅村 均君） 本人もわかっています。

◎委員長（堀 巖君） 何を。

◎委員外議員（梅村 均君） 発言したことは。

◎委員長（堀 巖君） いけないということがですか。

◎委員外議員（梅村 均君） これはもうやらないほうが……。この問題をやると、ちょっととんでもないことになる。

◎副委員長（木村冬樹君） その感情的なところはなしにして、やっぱり一つ一つ議会運営委員会なんだから、休憩中であっても議会運営上で起こったことについては議論をして、反省をして、それで執行機関に伝えないかんことは伝えてというふうにやらないといけないというふうに思いますし、議員が発言したことについても、中身がちょっと問題であれば、やっぱりそれはこういう議論があったよということを持ち帰ってもらって、議員に反省を促すことは必要かなということだと思いますけどね。

◎委員長（堀 巖君） それだけのことを言おうとしたのに、何でそんな……。

◎副委員長（木村冬樹君） まあ、いいいい。

◎委員外議員（梅村 均君） 本会議で問題にしますよって、そういうことばかりで、僕は本当たまらんですわ。

◎委員長（堀 巖君） 本会議で問題にするって言っていないじゃないですか。

◎委員外議員（梅村 均君） 政策とか市のことは本当はたくさんやりたいんですけど。

◎副委員長（木村冬樹君） それはそうなんだよ、僕もそうなんだわ。

◎委員外議員（梅村 均君） 発言のことで本会議でとか、本当私ね、たまらんのですよ。

◎副委員長（木村冬樹君） 本当にそうなんだって、前に話した問題だって、こんなことはもう、僕らはやりたくないよ、こんなこと。

◎委員長（堀 巖君） どれだけ僕は時間を費やしたと思っているんですか。

◎委員外議員（梅村 均君） それはみんなですよ、だから。みんなというか。もちろん委員長は当然一番苦労されていると思いますけど。

◎委員長（堀 巖君） 当たり前じゃないですか、こんなのやりたくないなんて。

◎副委員長（木村冬樹君） だけど、発言が議会運営上残ってしまったことはやっぱりね。議論の場だからさ。問題と思うよということを言って、それでどうしていくのかという発言をしていかなきゃいけないというふうに思うもんだから、まあ感情的にならずに、今の問題は部長さん、副市長さんの言う機会というのがやっぱりちょっとおかしかったというふうに思うもんだから、それはそれで伝えるということと、こちら側も反省するべきことがあるということであれば、それもきちんと反省をして、議員としてその発言をしたことについても、事実と反することだとか、議会基本条例から見ておかしい発言というのは、やっぱり反省しなきゃいけない、間違った発言であればね。

◎委員長（堀 巖君） そうですね。だから、伝える方法として、やっぱり文書で伝えるべきだというふうに私は思いますけど。

◎副委員長（木村冬樹君） そうだな、文書主義だ。

◎委員長（堀 巖君） 当たり前です。役所は文書主義なので。

議会として、議長名で市長に対する文書で出すと。

◎副委員長（木村冬樹君） この点について、2点の休憩中の発言について、場所を考えると。

◎副議長（大野慎治君） 委員長から議長に、そういうのを申し出て下さいというものを出示してもらって、議長は出せるので、お願いします。

◎委員長（堀 巖君） 文書で申し入れを議長に対して依頼するということがよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

◎副委員長（木村冬樹君） やっぱり執行機関側とも対話だもんだからね。やっぱりこちらの姿勢もきちんと示さなきゃいけないし、指摘することは指摘しなきゃいけないというふうに思うけど、そこはやっぱりきちんとうまいこと文書にしないと、感情的なもつれにならないようにね。それだけは注意したいと思います。

◎委員外議員（梅村 均君） 執行機関側と余りぎくしゃくしないようなやり方をしたほうがいいと思います。言うことは言わないと。

◎副委員長（木村冬樹君） いろんな大きな問題が起こった場合はいろいろあると思うけど。なるべく議会運営上のことはぎくしゃくしないように、スムーズにできるような方向で文書を出すと、そういうことも考えながら文書をつくったほうがいいかなと思います。

◎議長（黒川 武君） そうですね。今のことは私も受けとめたいと思いますので、また議運のほうでその辺、文書案も含めて、少しやっぱり整理していただいたほうがいいのかと思いますので、その点またよろしくお願いいたします。

◎委員長（堀 巖君） 須藤議員の問題発言の意見はどうしましょう。

◎副委員長（木村冬樹君） これは一旦持ち帰って……。

◎委員外議員（梅村 均君） これは特に本人もわかってみえますので。

◎委員長（堀 巖君） 僕もこの前、須藤さんに謝ったときに、そのことについて何もなかったので、そこだけちょっと。

◎委員外議員（梅村 均君） 話されていますよね。だから御本人同士やっていただきたいなと思います。

◎副委員長（木村冬樹君） でも報告として、議運でこういう話が出たということで持ち帰ってもらって、あと当人同士の話し合いも含めてやってもらって。まあ、議会改革という大きな目標に向かってみんな進んでおるわけだから、その辺はやっぱり感情的にならずに、受けとめるところは受けとめて、反省すべきところは反省して。

◎委員長（堀 巖君） 僕は全然感情的になっていないですよ。

◎副委員長（木村冬樹君） いやいや、でも感情的になったでしょう、今。客観的に見てそうだったし。

◎委員外議員（梅村 均君） じゃあ、私もなっていません。

◎副委員長（木村冬樹君） まあまあまあ。

◎委員外議員（梅村 均君） 済みませんでした。

◎委員長（堀 巖君） じゃあその他、ないですか。

◎議会事務局統括主査（寺澤 顕君） じゃあ1点だけちょっとよろしいで

しょうか。

先日、例規審査委員会をやりまして、そこでちょっと参考までということで御意見をいただきました。それで今回、議会基本条例の一部改正ということで、委員会代表質問を加えるといった改正、ちょこっとだけお時間をいただいても、新旧対照表だけちょっと配らせていただいて。

済みません、お時間だけいただきまして。

先日の議会運営委員会の中で、この新旧対照表にございますように、これまでの第2項を第3項とし、新たに第2項として委員会代表質問を規定したものでございます。

そこで、あくまで議会の条例ですので、例規審査委員会さんは参考にしてもらえばいいですよという程度ですので、指摘とかそういった意味ではございません。2項で常任委員会を代表する議員はという主語で始まります。それで、この第1項、議員は市長の所信表明及び施政方針に対する代表質問、こちらは3月定例会で行っておる代表質問が当たってくるのかなと思うんですけれども、ここの主語を、第1項は「議員は」、これを例えば「会派を代表する議員は」と、そうすることによって第1項と第2項の整合性がとれるんじゃないかなというように、あくまで参考程度で、もし議会のほうで、これまでどおりであればこれまでどおりでもいいし、そんなことを感じましたということでした。

◎副委員長（木村冬樹君） 一遍に変えられるんだったら変えても僕はいいと思うよ。

◎副議長（大野慎治君） 今のがわかりやすいんじゃない。使い分けができますから。

ちよっともう一度、文章を言ってもらえますか。

◎議会事務局統括主査（寺澤 顕君） はい。第22条第1項「会派を代表する議員は、」以降は同じです、市長の所信表明。

◎副議長（大野慎治君） そうだね、今まで、こうしてあるんだからね。誰がやってもいいと言っていない。

◎議会事務局統括主査（寺澤 顕君） じゃあこれ、ちょっとつけ加えさせていただいて、あした委員会提出議案として。

◎副議長（大野慎治君） はい、お願いします。

◎議会事務局統括主査（寺澤 顕君） 済みません、以上でございます。

◎副議長（大野慎治君） 委員長、済みません。

その他で、あした議場防災訓練がございますので、ヘルメットを必ずお持ちしていただいて、忘れることがないように。

◎副委員長（木村冬樹君） 再度きょう、メールを全議員に流してください。ヘルメットを必ず持参してくださいということ。

◎副議長（大野慎治君） 済みません、よろしく願いいたします。

◎委員外議員（梅村 均君） 寺澤さん、委員会条例を最終日に出されるという、議会基本条例の改正が出されるという予定であるということ、前、部長と話し合ったときの、あのまとめ、整理と調整はどんなふうになりましたんでしょうか。

◎副議長（大野慎治君） それって文書質問のことですか。

◎委員外議員（梅村 均君） 全般的な、これは会議規則の変更が必要ではないとか、いろいろ出た意見の中で。

◎議会事務局統括主査（寺澤 顕君） そうですね、特に会議規則の変更までは考えてはいないです。

◎委員外議員（梅村 均君） そういうことをやらなきゃいけないですよ、多分。

◎副議長（大野慎治君） いや、議員の数によってやらなくてもいいという解釈にもとれるということだったんですね。

◎議会事務局統括主査（寺澤 顕君） 私の調べた限り。

◎委員外議員（梅村 均君） その内容とかじゃなくて、部長の意見交換会を受けて、それをもとにまた話し合いをしなければいけないんじゃないかという。これは特に問題だろうとか、こうしていこうとか。

◎議会事務局統括主査（寺澤 顕君） そうですね、幾つか部長会さんのほうから……。

◎副議長（大野慎治君） 文書質問の「市長は」というところを直せというのは言われたじゃん。あそこのところを変える文案というのは、あしたでもいい。

◎議会事務局統括主査（寺澤 顕君） 実は持っています。

◎副議長（大野慎治君） あるなら、今。

◎委員外議員（梅村 均君） いいですよ、きょうじゃなくても、文書質問は急がないですもんね。

◎副議長（大野慎治君） いや、それだって決まらないから先に配っておかないと。

◎議会事務局統括主査（寺澤 顕君） じゃあお渡しだけしておいて、また御意見を。

たしか改正箇所はこうだったよなというところをちょっと……。

◎副委員長（木村冬樹君） 文書質問のことだけだよね。

- ◎副議長（大野慎治君） 文書質問のことでした。
- ◎委員外議員（梅村 均君） あと会議規則の……。
- ◎副議長（大野慎治君） いや、会議規則はあのとき寺澤さんが答えて、そういう解釈ができるというふうにしていますということで、それで終わったはずだよ、それは。で、文書質問のほうだけはちょっと整合性がないので、直されたほうがいいんじゃないですかということで、じゃあそれはそう言われるかもしれませんが、そうしましょうかということで。
- ◎副委員長（木村冬樹君） これはそれで、執行日とかいいの。この改正内容だったら執行機関側はオーケーということなのね。
- ◎委員長（堀 巖君） 10月1日ね、はい。
- ◎副委員長（木村冬樹君） ということでいいんだね。
- ◎副議長（大野慎治君） もともとは2項3項の「回答するものとする」ということを、3項は2項で「回答するものとする」というものを入れた。だけど、第3項ではそういう表現じゃなかったね。「回答をする」か。
- ◎委員長（堀 巖君） 「回答をするものとする」ですよ。
- ◎副議長（大野慎治君） 「するものとする」と。
- ◎委員長（堀 巖君） それが半義務規定みたいなものだからいかなものかという。
- ◎副議長（大野慎治君） それを左の「行うものとする」ということを、2項3項との整合をとろうと、そういう意味合いでの修正になります。
- ◎委員長（堀 巖君） はい、わかりました。
- ◎委員外議員（梅村 均君） ちょっと済みません、ひよっとしたら、きょう委員会代表質問のやるとは思っていなかったんで、ちょっと何も持ってきていないですけど、ごめんなさい、本会議で質疑があるようなら事前に通告すればいいですか。
- ◎副議長（大野慎治君） あしたの議運の中でやってください、ここで。本会議じゃなくて、これを手元に持っていってもらって、あしたの議運の中で意見を言ってください。
- ◎副委員長（木村冬樹君） そうやね、追加議案だから、議運があるからね。その前にやろうか。
- ◎委員外議員（梅村 均君） ちょっと慌て過ぎる感がある、何とか視察前にでも変えたいんですよね。やっぱり基本条例を変えて、各委員会に12月でやれるならやるという。
- ◎副議長（大野慎治君） これは施行しちゃっていますからね。それに対して修正をかけるということですから。

◎委員外議員（梅村 均君） 4項は別にすぐ変えられるものでいいんですけど。

◎副議長（大野慎治君） ああ、委員会代表質問ね。

◎委員外議員（梅村 均君） 本会議にかけなきゃいけない、この基本条例……。

◎副議長（大野慎治君） これって今までも議会基本条例推進協議会で提案し、そこで皆さんで合意がとれたから議運に諮ったというふうですよ、これは。

◎委員外議員（梅村 均君） そうそう、だから部長と話をしていろいろ意見をもらって、済みません、そのときのがいかな、記憶がないといかんね。

◎副委員長（木村冬樹君） 取り扱いというか、実際にやる際の通告だとか、そういうことは、もちろん通告するということだよ。一般質問と同じ取り扱いをするんだから。

◎委員外議員（梅村 均君） そうそう、そうです。その辺の意見交換をしましたですね。

◎委員長（堀 巖君） だから条例改正とは関係ないというか、条例改正以外の細かいところはまだ詰まっていないけど。

◎副議長（大野慎治君） 一般質問と通告日を同じにしてくれますかというのを確認して、一般質問と通告日は同じにしますよというのを確認して、後から出すのはやめてくださいねと、委員会代表質問だからという。

◎副委員長（木村冬樹君） もしそれ以外にあったらさ、ちょっと事務局に伝えて、正・副委員長ぐらいに伝わるようにしておいてもらおうと、あした、運用の仕方というところだね、多分。

◎委員長（堀 巖君） そうだね。

◎委員外議員（梅村 均君） わかりました。済みませんでした。

◎委員長（堀 巖君） じゃあ、もうなければこれで議会運営委員会を閉じたいと思います。お疲れさまでした。